11/19 (金)の発表



報道発表資料の配付日時 11月19日(金)15時00分

発表項目	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消しについて
発表項目 概要 ※日時・場所・ 内容等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の3の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。 記 1 被処分者 (1)住 所 札幌市中央区北四条西一丁目1番地 (2)名称及び代表者名 株式会社北海道畜産公社 代表取締役 岡本 安司 2 処分年月日 令和3年(2021年)11月19日(金) 3 処分の内容
	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し 4 処分の対象となる許可 施設の種類 汚泥の脱水施設 許可年月日 平成 26 年(2014 年) 1 月 20 日 許可番号 十環生第 3401 号 設置場所 帯広市西 24 条北2丁目3番1、4番1 5 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ニ(法第16条の2(焼却禁止)で 罰金刑が確定)に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ(欠格要件) に該当するに至った。 このことにより、知事は、法第15条の3第1項第1号の規定で、許可を 取り消さなければならないため。
参 考 ※発表のポイ ント・ねら い,経緯等	本件の内容は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ (アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai 1/syobun kouhyou/jyou kyou3.html)上で、処分等の概要(処分の対象者含む)について、公表することと しております。
報道(取材) に当たって のお願 い	今回の処分は汚泥脱水施設に係る設置許可の取消しであり、工場自体の操業 については、事業者あて照会してください。
留意事項 ※日時・場所・ 発表者等	(場所) 道政記者クラブ 同 時 配 付 同 時 レク
担 当(連絡先)	北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:主幹 木内 康之) tel 0155-27-8527(直通) 2974(内線)